

## 下總皖一音楽賞実施要綱

(趣 旨)

第1条 加須市出身で「作曲家」「音楽理論家」「音楽教育家」として優れた業績を残し、日本近代音楽の基礎を作ったといわれる下總皖一、併せて現在国内外で活躍する県ゆかりの音楽家を広く紹介し、優れた音楽家を育ててきた「音楽文化水準の高い」本県の魅力を広く国内外にPRするとともに、県文化の更なる活性化を図ることを目的として「下總皖一音楽賞」を設ける。

(対象者)

第2条 顕彰の対象者は本県にゆかりのあるクラシックを中心としたプロの音楽家とする。

2 前項については、顕彰の対象者とするにふさわしくない事由等があった場合は、その対象者から除外することとする。

(県のゆかり)

第3条

前条の県のゆかりは以下のとおりとする。

- (1) 本県出身の者
- (2) 本県在住の者、又は在住歴のある者
- (3) 本県の在学者、又は在学歴のある者
- (4) 本県の在勤者、又は在勤歴のある者
- (5) その他本県にゆかりがあると知事が認める者

(音楽家の区分)

第4条

第2条のプロの音楽家の区分は以下のとおりとする。

- (1) 作曲家
- (2) 音楽理論家・音楽評論家
- (3) 音楽教育家
- (4) その他の音楽家（邦楽を含む）

(受賞候補者の推薦)

第5条 受賞候補者の推薦は、音楽有識者（個人）又は音楽事業を行う団体が別途定める推薦書及び候補者調書を知事に提出することにより行う。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者は、下總皖一音楽賞選考委員会の審査を経て、知事が決定する。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の委員は、音楽文化に関する有識者等の中から知事が選任する。

2 委員の任期は、就任の日から当該年度の末日までとする。ただし、補欠により就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 選考委員会には委員長を置き、委員長が選考委員会の議長を務める。

(実施回数、スケジュール)

第8条 下総皖一音楽賞は、毎年度1回実施することとし、実施スケジュールは年度ごとに定める。

(事務)

第9条 この表彰の実施に関し、必要な事務は県民生活部文化振興課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、下総皖一音楽賞に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月10日から施行する。

彩の国下総皖一童謡音楽賞要綱（平成22年3月23日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年7月23日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。